

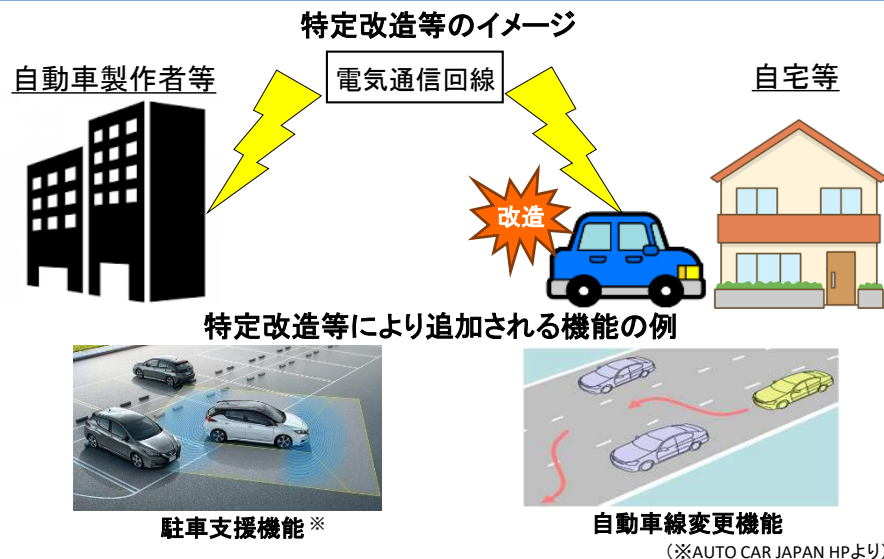
# (別紙1) 自動車の特定改造等の許可制度について(概要①)

## 課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を大規模かつ容易に行うことが可能となっている。
- これまでの道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が大規模に行われることは想定されていなかったことから、サイバーセキュリティの確保を含め、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

## 改正車両法の内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。
- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせることとする。



## 許可制度の概要

- ① 自動車の特定改造等を行う者は、あらかじめ許可を受けること  
(申請者の能力※及び体制、改造された自動車の保安基準適合性)  
※適切なソフトウェアアップデート及びサイバーセキュリティの確保
- ② ①の許可を受けた者の遵守事項(プログラムの適切な管理及び確実な改変等)
- ③ その他、①の許可を受けた者に対する是正命令、許可の取消し、罰則等
- ④ ①の許可に係る事務のうち技術的な審査を(独)自動車技術総合機構に行わせる。

(注)「特定改造等」には、使用者等にプログラムの改変による改造をさせる目的をもって当該改造のためのプログラムを電気通信回線等により提供することを含む。

## スケジュール

- 公布: 令和2年8月5日
- 施行: 道路運送車両法の一部を改正する法律第3条の施行の日(令和2年11月23日)

# (別紙1) 自動車の特定改造等の許可制度について(概要②)

## 1. 許可の対象行為

- ① 保安基準適合性に影響を及ぼすソフトウェアアップデートを電気通信回線の使用によりする行為 (Over The Air)
- ② ①のアップデートを目的として、当該アップデートのためのソフトウェアを整備事業者等に提供する行為

## 2. 許可の要件

- |   |   |                  |
|---|---|------------------|
| (1) 能力： <u>サイバーセキュリティの確保のための業務管理能力</u> <sup>※2</sup> (上記①の行為) | } | 原則3年毎<br>の審査     |
| <u>適切なソフトウェアアップデートの確保のための業務管理能力</u> <sup>※3</sup> (上記①及び②の行為) |   |                  |
| (2) 体制： <u>ソフトウェアアップデートに起因した不具合の是正を適確に実施するために必要な体制</u>        | } | 許可1件(型式)<br>毎の審査 |
| (3) 保安基準適合性： <u>ソフトウェアアップデートされた自動車の保安基準適合性</u>                |   |                  |

※2 車両のサイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の特定、リスク分析、リスク分析結果を踏まえた対策の実施 等

※3 アップデートが他のシステムに与える影響の評価、アップデート対象車両の特定、ソフトウェア配信経路のセキュリティ確保 等

## 3. 遵守事項

- 許可の申請書及びその添付書面に所定の変更事項が生じた場合における国土交通大臣への届出
- ソフトウェアアップデートの実施状況、当該アップデートに関する情報の記録・保管
- アップデート車両のサイバーセキュリティに対する脅威及び脆弱性の監視、検出及び対応
- アップデートの目的、内容及び所要時間、新しい機能の使用方法等に関する情報の使用者への提供 等

## 4. 公布・施行

- 公布： 令和2年8月5日(本日)
- 施行： 道路運送車両法の一部を改正する法律第3条の施行の日(令和2年11月23日<sup>※4</sup>)

※4 申請の事前受付については、同年8月23日より開始。

## 5. 適用日

施行日と同じ。ただし、自動運行装置搭載車以外の2. (1)の能力審査は、当面の間適用しない。